

令和3年（2021年）

第2回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2021.5.31 調製



## 令和3年(2021年)第2回町田市議会定例会日程一覧表

※5月31日(月)告示 議案配付 議会運営委員会

※6月2日(水)正午 一般質問通告締切

※6月2日(水)午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ

6月3日(木)午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
6	7	月	本 会 議 議会運営委員会	報告第 3 号、報告第 4 号 第 61 号議案 第 48 号議案～第 60 号議案、 第 62 号議案	—提案理由説明—質疑—表決 —提案理由説明—	請願・陳情受付締切 午後5時
	8	火	議案説明会 全員協議会			
	9	水	議案調査			
	10	木	本 会 議 議会運営委員会	一般質問		質疑通告締切 午後零時50分
	11	金	本 会 議	一般質問		
	12	⊕				
	13	⊕				
	14	月	本 会 議	一般質問		
	15	火	本 会 議	一般質問		
	16	水	本 会 議	一般質問		
	17	木	本 会 議 議会運営委員会	第 50 号議案～第 60 号議案、 第 62 号議案 第 48 号議案、第 49 号議案 請願及び陳情の付託報告	—質疑—付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	18	金	常任委員会	文教社会・建設		
	19	⊕				
	20	⊕				
	21	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	22	火	常任委員会	常任委員会予備日		
	23	水	議事整理			
	24	木	議事整理			委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	25	金	議事整理			
	26	⊕				
	27	⊕				
	28	月	議事整理			
	29	火	議事整理			
	30	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	—質疑—表決 —提案理由説明—質疑—表決	

令和3年第2回定例会は、6月7日（月）に招集され、6月30日（水）までの24日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算2件、条例8件、その他が7件となっています。

予算案は、令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第2号）などが上程されています。条例案は、町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

## ◆ 議案の内容 ◆

**第48号議案** 令和3年度（2021年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

**第49号議案** 令和3年度（2021年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

**第50号議案** 町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

※国の方針に沿って、押印の見直し（はんこレス）の取組として、不服審査の申出等に関する書類の押印を廃止するため、所要の改正をするものです。

**第51号議案** 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第52号議案** 町田市市税条例の一部を改正する条例

※地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第53号議案** 町田市体育施設条例の一部を改正する条例

※町田市立室内プールに新設する健康増進温浴施設の利用時間及び利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。

**第54号議案** 町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

※厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正に伴い、公衆浴場の適正な衛生及び風紀管理のため、所要の改正をするものです。

**第55号議案** 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

※厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」の改正に伴い、旅館業の施設の適正な衛生管理のため、所要の改正をするものです。

**第56号議案** 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※成瀬うさぎ谷戸公園及び野津田公園に新設する施設の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

## **第57号議案 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止する条例**

※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

## **第58号議案 (仮称) 成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約**

※「町田市スポーツ推進計画 19-28」に基づき、市民のスポーツ環境の充実のため、多目的グラウンドや散策路等を整備する工事請負契約を締結するものです。

## **第59号議案 野津田公園拡張区域整備工事(その2) 請負契約**

※町田市第二次野津田公園整備基本計画に基づき、野津田公園北側拡張区域に多目的グラウンドを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

## **第60号議案 玉川学園前駅デッキ整備工事請負契約の変更契約**

※デッキ橋脚の施工位置の地中に残置されていた浄化槽の撤去に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。

## **第61号議案 土地の買入れについて**

※市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、町田都市計画緑地事業第27号三輪緑地用地を取得するものです。

## **第62号議案 町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の策定について**

※町田市基本構想と町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」が2022年3月にその計画期間を終えるため、2022年度からの新たな基本構想・基本計画として「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。「まちだ未来づくりビジョン2040」は、誰もが夢を描き、幸せを感じられる未来をつくるため、市民、地域団体、市内事業者など、町田市に関わる全ての方々が、共に進むべき方向を指し示すビジョンです。

### **【報告承認案件】**

**報告第3号 令和2年度(2020年度)町田市一般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認を求めることについて**

**報告第4号 道路上における転倒事故等に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて**

令和3年度（2021年度）

6月補正予算

## 6月補正予算の概要

6月補正予算では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、急速に利用が拡大するデジタル技術を活用したサービスについて、その恩恵を受けられない方に対して「デジタルデバインド（情報格差）」を解消するため、誰もがデジタル社会の恩恵を実感できるように学習支援事業などを行います。

また、子育て世帯の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業所の整備及び既存園の活用を行い、待機児童の解消を図ります。

さらに、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化への対応として、新たな学校施設環境の整備や学校と地域・保護者が協働して子どもたちを育てる学校づくりを推進し、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、統合新設校の整備について検討を開始します。

加えて、高齢者向けの肺炎球菌ワクチン接種事業について、東京都の補助制度を活用し、接種費用の自己負担を軽減します。

その他、町田第一中学校改築事業における2021年度予算計上分のうち、国庫支出金の内示を受けて2020年度3月補正において前倒して計上した事業費の減額を行います。

一般会計	△22億6,771万8千円
特別会計	947万3千円
計	△22億5,824万5千円

### 一般会計補正予算の主な内容

#### 1 安心して生活できるまちのために

- ・デジタルデバインド対応促進事業 568万円
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業 2,232万円

#### 2 子育て・教育環境のさらなる充実を目指して

- ・待機児童解消対策事業 4,737万円
- ・新たな学校づくり推進事業 1,971万円

#### 3 その他

- ・町田第一中学校改築事業 △30億491万円

### 特別会計補正予算の内容

- ・介護保険事業会計  
デジタルデバインド対応促進事業 947万円

## 2021年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		175,810,185	58.2	△ 2,267,718	173,542,467	57.8	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,130,520	13.6	0	41,130,520	13.7	
	介 護 保 険 事 業 会 計	36,668,689	12.1	9,473	36,678,162	12.2	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	12,004,508	4.0	0	12,004,508	4.0	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	105,021	0.0	0	105,021	0.1	
	下 水 道 事 業 会 計	18,700,519	6.2	0	18,700,519	6.2	
	収 益 的	12,738,032	4.2	0	12,738,032	4.2	
	資 本 的	5,962,487	2.0	0	5,962,487	2.0	
	病 院 事 業 会 計	17,863,071	5.9	0	17,863,071	6.0	
	収 益 的	14,945,945	4.9	0	14,945,945	5.0	
	資 本 的	2,917,126	1.0	0	2,917,126	1.0	
	小 計	126,472,328	41.8	9,473	126,481,801	42.2	
	合 計		302,282,513	100.0	△ 2,258,245	300,024,268	100.0

### 【概要】

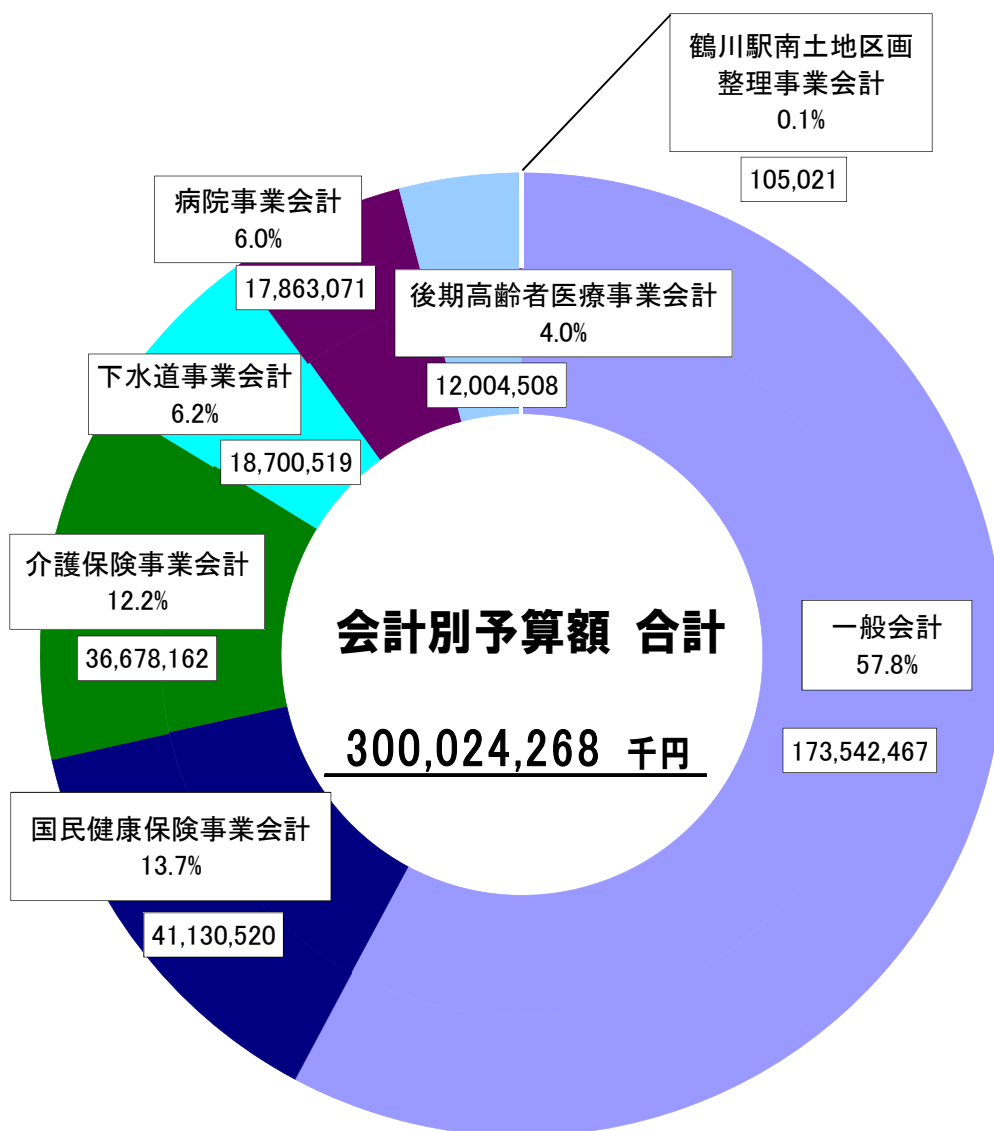
- 一般会計の補正額は△22億6,771万8千円で、補正後の全会計予算総額3,000億2,426万8千円に対する一般会計の構成比は57.8%です。
- 介護保険事業会計の補正額は947万3千円で、デジタルデバйд対応促進に伴う補正です。



# 2021年度 会計別予算構成

<6月補正後>

(単位:千円)



## 2021年度6月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	63,619,570	36.2	—	63,619,570	36.7
2. 地 方 譲 与 税	700,001	0.4	—	700,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	92,000	0.0	—	92,000	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	470,000	0.3	—	470,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	511,000	0.3	—	511,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	506,000	0.3	—	506,000	0.3
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,615,000	4.9	—	8,615,000	5.0
8. ゴルフ場利用税交付金	34,000	0.0	—	34,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	167,000	0.1	—	167,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,184,000	1.2	—	2,184,000	1.2
11. 地 方 交 付 税	1,729,000	1.0	—	1,729,000	1.0
12. 交通安全対策特別交付金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	715,005	0.4	—	715,005	0.4
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,488,724	2.0	—	3,488,724	2.0
15. 国 庫 支 出 金	35,635,584	20.3	△ 249,055	35,386,529	20.4
16. 都 支 出 金	24,171,499	13.7	74,337	24,245,836	14.0
17. 財 産 収 入	1,746,460	1.0	—	1,746,460	1.0
18. 寄 附 金	111,725	0.1	—	111,725	0.1
19. 繰 入 金	4,861,486	2.8	—	4,861,486	2.8
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	—	1,000,000	0.6
21. 諸 収 入	1,792,131	1.0	—	1,792,131	1.0
22. 市 債	23,612,000	13.4	△ 2,093,000	21,519,000	12.4
歳 入 合 計	175,810,185	100.0	△ 2,267,718	173,542,467	100.0

### 【概要】

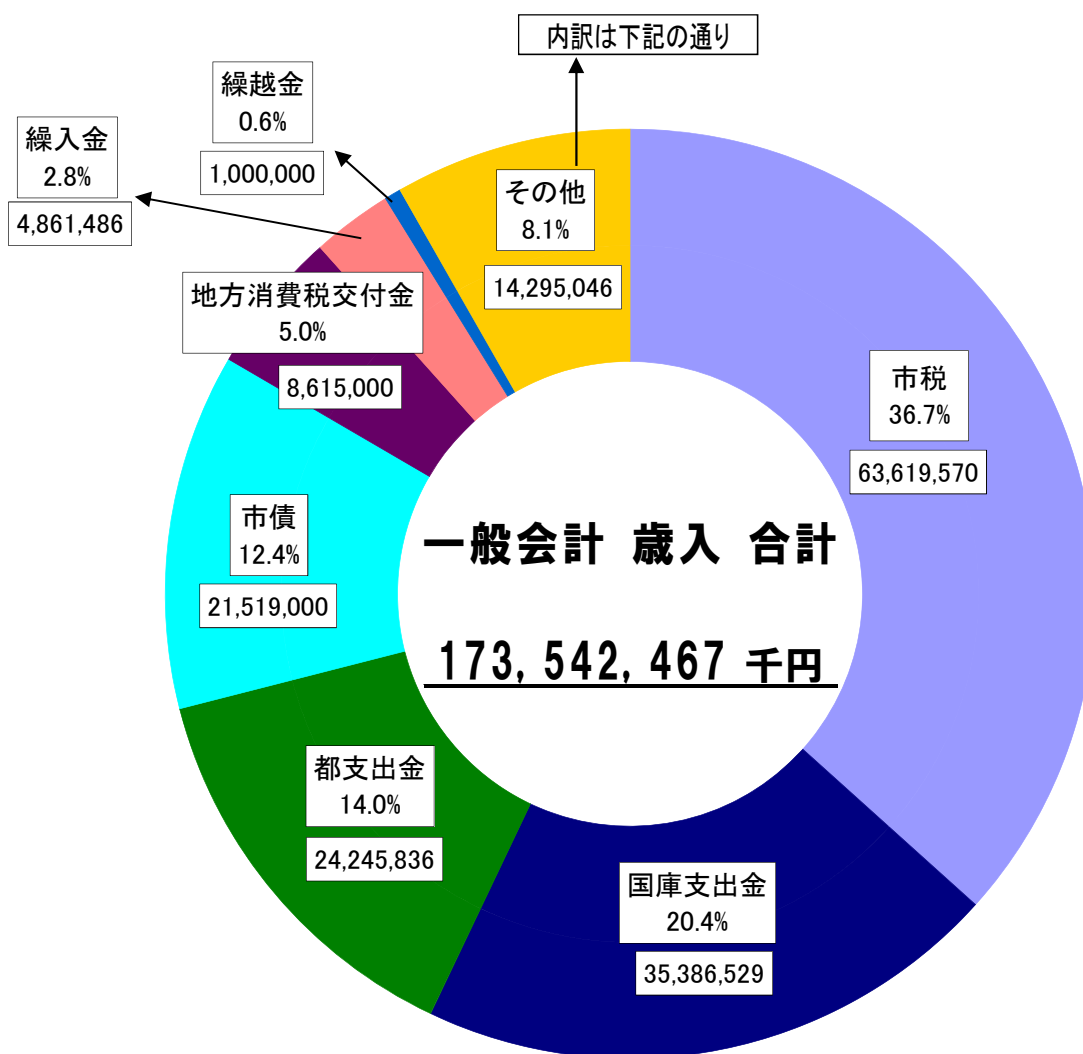
#### 6月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 感染症医療費負担金(0.5億円)、保育対策総合支援事業費補助金(0.2億円)、  
学校施設環境改善交付金(△3.5億円)
- 款16.都支出金 学習指導サポーター配置支援事業費補助金(0.3億円)、  
高齢者肺炎球菌予防接種補助事業費補助金(0.1億円)、  
小規模保育支援事業費補助金(0.1億円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(△20.9億円)

# 2021年度 一般会計 歳入予算内訳

<6月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

使用料及び手数料	3,488,724	法人事業税交付金	506,000
地方特例交付金	2,184,000	配当割交付金	470,000
諸収入	1,792,131	環境性能割交付金	167,000
財産収入	1,746,460	寄附金	111,725
地方交付税	1,729,000	利子割交付金	92,000
分担金及び負担金	715,005	交通安全対策特別交付金	48,000
地方譲与税	700,001	ゴルフ場利用税交付金	34,000
株式等譲渡所得割交付金	511,000		

## 2021年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	664,786 (0.4%)	—	664,786 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	16,375,867 (9.3%)	551,281	16,927,148 (9.8%)	25,007	36,854	—	—	489,420
3. 民生費	82,518,482 (46.9%)	75,242	82,593,724 (47.6%)	32,003	23,615	—	—	19,624
4. 衛生費	26,893,521 (15.3%)	85,288	26,978,809 (15.4%)	47,217	363,868	—	—	△ 325,797
5. 労働費	39,427 (0.0%)	—	39,427 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	357,394 (0.2%)	—	357,394 (0.2%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	2,033,450 (1.2%)	—	2,033,450 (1.2%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	10,737,821 (6.1%)	—	10,737,821 (6.2%)	—	—	—	—	—
9. 消防費	4,895,406 (2.8%)	—	4,895,406 (2.8%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	20,466,005 (11.6%)	△ 2,979,529	17,486,476 (10.1%)	△ 353,282	△ 350,000	△ 2,093,000	0	△ 183,247
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	10,678,020 (6.1%)	—	10,678,020 (6.2%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	150,000 (0.1%)	—	150,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	175,810,185 (100.0%)	△ 2,267,718	173,542,467 (100.0%)	△ 249,055	74,337	△ 2,093,000	0	0

### 【概要】

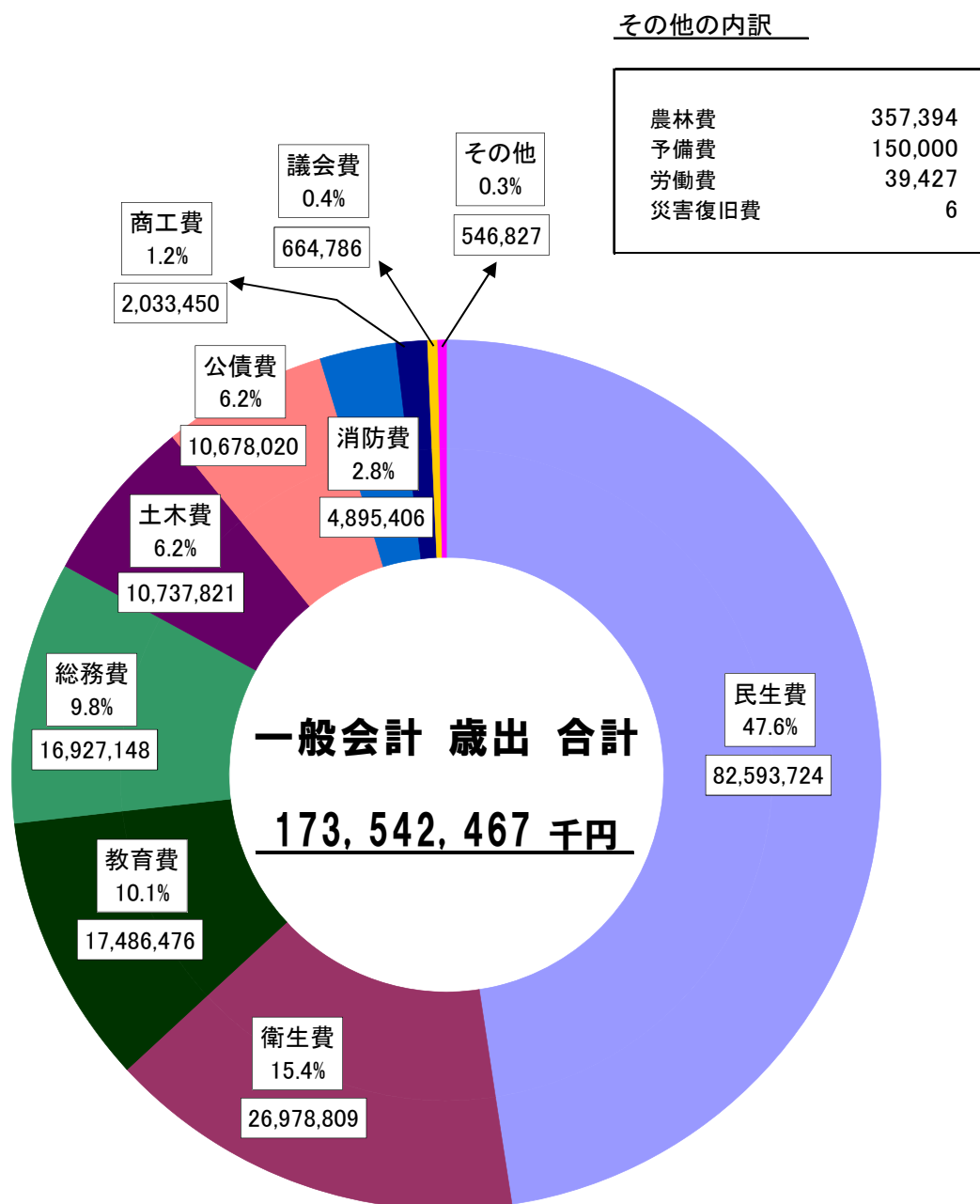
#### 6月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 公共施設整備基金積立金(4.4億円)、会計年度任用職員報酬(0.9億円)
- 款3.民生費 民間保育所整備事業費補助金(0.5億円)、幼稚園一時預かり補助金(0.3億円)
- 款4.衛生費 医療費助成費(0.6億円)、予防接種委託料(0.2億円)
- 款10.教育費 新たな学校づくり推進事業費(0.2億円)、デジタルデバイド対応促進事業費(0.1億円)、町田第一中学校改築事業費(△30.0億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)  
追加: 統合新設小学校建設基本計画策定支援等委託事業(2021~2022年度/1.0億円/1.0億円)

# 2021年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<6月補正後>

(単位:千円)



## 2021年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,213,258	13.2	109,799	23,323,057	13.4
	職 員 給 与 費	22,385,913	12.7	109,799	22,495,712	12.9
	特別職給与費等	827,345	0.5	—	827,345	0.5
	扶 助 費	53,578,534	30.5	62,957	53,641,491	30.9
	公 債 費	10,678,019	6.1	—	10,678,019	6.2
	計	87,469,811	49.8	172,756	87,642,567	50.5
投 資 的 経 費		29,040,111	16.5	△ 2,957,630	26,082,481	15.0
そ の 他 経 費	物 件 費	24,773,942	14.1	47,096	24,821,038	14.3
	維 持 補 修 費	814,700	0.4	—	814,700	0.5
	補 助 費 等	13,366,843	7.6	28,578	13,395,421	7.7
	繰 出 金	19,517,237	11.1	—	19,517,237	11.3
	出 資 金 ・ 貸 付 金	101	0.0	—	101	0.0
	積 立 金	677,440	0.4	441,482	1,118,922	0.6
	予 備 費	150,000	0.1	—	150,000	0.1
	計	59,300,263	33.7	517,156	59,817,419	34.5
歳 出 合 計		175,810,185	100.0	△ 2,267,718	173,542,467	100.0

### 【概要】

#### 6月補正予算の主なもの

- 人件費      会計年度任用職員報酬(0.9億円)
- 扶助費      医療費助成費(0.6億円)
- 投資的経費   民間保育所整備事業費補助金(0.5億円)、町田第一中学校改築事業費(△30.0億円)
- 物件費      予防接種委託料(0.2億円)、新たな学校づくり推進事業費(0.2億円)
- 補助費等      幼稚園一時預かり補助金(0.3億円)
- 積立金      公共施設整備基金積立金(4.4億円)

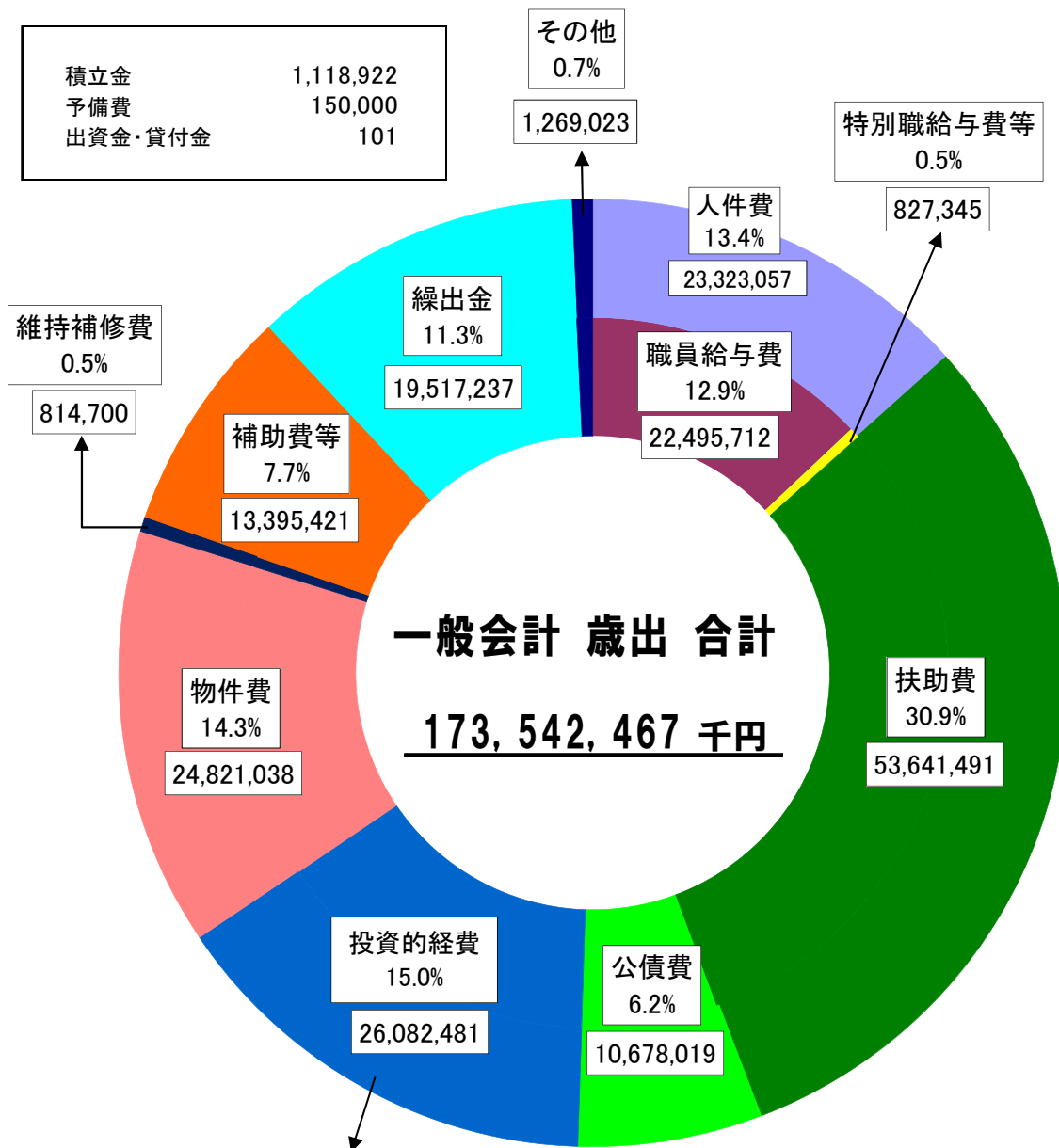
# 2021年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<6月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	1,118,922
予備費	150,000
出資金・貸付金	101



投資的経費 内訳


総務費	861,360	土木費	2,955,664
民生費	579,205	消防費	5,364
衛生費	15,455,218	教育費	6,197,668
農林費	27,996	災害復旧費	6
商工費	0		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第50号議案 町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          国の方針に沿って、押印の見直し(はんこレス)の取組として、不服審査の申出等に関する書類の押印を廃止するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査の申出を提出する際等の「押印しなければならない」旨の規定を削除します。</li> <li>○ 2021年7月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方税法第432条(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)</li> </ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年3月に、総務省から固定資産評価審査委員会条例の改正例が示されました。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 法制課長 重田</p>	<p>電話</p>	<p>724-2506</p>



## 議案概要

議案名	第51号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例												
<b>【議案提出の目的】</b>													
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。													
<b>【議案の内容】</b>													
○ マイナンバーカードの再交付手数料を削ります。[2021年9月1日施行]													
○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料の区分を細分化し、新たな手数料を定めます。[2021年7月1日施行]													
<b>[例]</b>													
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(オフィスビル等)													
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>1件につき 27,100円</td> </tr> </tbody> </table>	改正前		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,100円		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>1件につき 16,700円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>1件につき 27,100円</td> </tr> </tbody> </table>	改正後		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,700円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,100円	
改正前													
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,100円												
改正後													
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 16,700円												
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 27,100円												
<b>【関係法令】</b>													
○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)													
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)													
<b>【経緯】</b>													
○ 2021年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、マイナンバーカードの再交付手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めることとなったため、本条例に手数料を定める必要がなくなりました。													
○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料について、東京都が定めた手数料(東京都都市整備局関係手数料条例)と同額にするものです。													
<b>問合せ先</b>	市民部 市民課 マイナンバー担当課長 牧 都市づくり部 建築開発審査課 建築審査担当課長 位田	<b>電話</b>	860-6195 724-4413										

議案概要

議案名	第52号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例								
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p>									
<p><b>【議案の内容】</b></p>									
<p>○ 個人住民税関係</p>									
<p>(1) 国外居住親族の取扱いの見直し[2024年1月1日施行] ・均等割及び所得割の非課税限度額の算定に用いる扶養親族について、原則30歳以上70歳未満の国外居住親族を除きます。</p>									
<p>(2) 医療費控除の特例の適用期間の延長[2022年1月1日施行] ・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を5年間延長し、2027年度までとします。</p>									
<p>○ 固定資産税関係[公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日施行]</p> <p>・「わがまち特例」として、対象資産の課税標準に対し以下の特例割合を定めます。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1061 520 1106">対象資産</th> <th data-bbox="520 1061 1070 1106">特例割合</th> <th data-bbox="1070 1061 1474 1106">従前の措置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1106 520 1240">雨水貯留浸透施設※</td> <td data-bbox="520 1106 1070 1240">3分の1 (2024年3月31日取得分まで適用)</td> <td data-bbox="1070 1106 1474 1240">新設のため、措置実績無し</td> </tr> </tbody> </table>				対象資産	特例割合	従前の措置状況	雨水貯留浸透施設※	3分の1 (2024年3月31日取得分まで適用)	新設のため、措置実績無し
対象資産	特例割合	従前の措置状況							
雨水貯留浸透施設※	3分の1 (2024年3月31日取得分まで適用)	新設のため、措置実績無し							
<p>※ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）に規定する都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された施設が対象となります。</p>									
<p><b>【関係法令】</b></p>									
<p>○ 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）</p>									
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 市民税課 佐藤 財務部 資産税課 田野倉</p>	<p>電話</p>	<p>724-3067 724-2119</p>						

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第53号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例</b>
------------	-----------------------------------

**【議案提出の目的】**

町田市立室内プールに新設する健康増進温浴施設の利用時間及び利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。

**【議案の内容】**

○ 施設の利用時間及び利用料金に関する規定を加えます。

[利用時間]

施設の名称等	利用単位	利用時間
浴室	1回	午前10時から午後9時まで
多目的室	3時間	午前9時から午後9時まで

[利用料金]

(1) 浴室の利用料金<sup>※1</sup>

施設の名称等	利用単位	利用料金		
		大人	子ども	障がい者
浴室	1回	700円	350円	350円

※1 浴室の利用料金は、市内の公衆浴場、近隣の公共温浴施設、民間の温浴施設を参考に設定しました。

(2) 多目的室の利用料金<sup>※2</sup>

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
多目的室1	3時間	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
多目的室2	3時間	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
多目的室3	3時間	300円	600円	900円	1,200円

※2 多目的室の利用料金は、他の同種・同規模の施設(室内プール会議室)を参考に設定しました。

○ 2022年4月1日から施行します。

**【施設の概要】**

・建物概要

[建築面積]1,890.60㎡

[設備等]男女浴室、サウナ、多目的室等

[構造等]地上3階建、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

・竣工年月 2021年11月(予定)



(健康増進温浴施設外観イメージ図)

<b>問合せ先</b>	<b>文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨</b>	<b>電話</b>	<b>724-4036</b>
-------------	------------------------------	-----------	-----------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第54号議案 町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正に伴い、公衆浴場の適正な衛生及び風紀管理のため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ レジオネラ症対策の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気泡発生装置等の構造設備基準を新設します。</li> <li>・ 調節槽の衛生措置基準を新設します。</li> <li>・ 貯湯槽の衛生措置基準を改正します。</li> <li>・ 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正します。</li> </ul> </li> <li>○ 男女の混浴制限年齢の引下げ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女の混浴制限年齢を、10歳以上から7歳以上に引き下げます。</li> </ul> </li> <li>○ レジオネラ症対策の強化のうち気泡発生装置等の構造設備基準は、2021年10月1日から施行します。その他の事項は、2022年1月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）</li> </ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」が2019年9月19日及び2020年12月10日に改正されました。</li> <li>○ 東京都も同様の改正を令和3年(2021年)第2回定例会に上程予定です。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>保健所 生活衛生課長 林</p>	<p>電話</p>	<p>722-7354</p>

## 議案概要

議案名	第55号議案 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」の改正に伴い、旅館業の施設の適正な衛生管理のため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ レジオネラ症対策の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気泡発生装置等の構造設備基準を新設します。</li><li>・ 貯湯槽の衛生措置基準を改正します。</li><li>・ 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正します。</li></ul></li><li>○ レジオネラ症対策の強化のうち気泡発生装置等の構造設備基準は、2021年10月1日から施行します。その他の事項は、2022年1月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 旅館業法（昭和23年法律第138号）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」が2019年9月19日に改正されました。</li><li>○ 東京都も同様の改正を令和3年(2021年)第2回定例会に上程予定です。</li></ul>			
問合せ先	保健所 生活衛生課長 林	電話	722-7354

議案概要

議案名	第56号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

成瀬うさぎ谷戸公園及び野津田公園に新設する施設の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 成瀬うさぎ谷戸公園に新設するグラウンド及び駐車場に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金 <sup>※1</sup>
成瀬鞍掛グラウンド	午前9時から午後5時まで	2,090円/2時間

※1 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(山王塚グラウンド)を参考に設定しました。

名称	利用時間	駐車料金 <sup>※2</sup>
成瀬うさぎ谷戸公園 駐車場	午前6時から午後7時まで	[普通車] (1)1時間まで無料 (2)1時間を超え1時間30分まで100円 (3)1時間30分以降100円/1時間 (4)8時間を超える場合800円

※2 駐車料金については、他の同種・同規模の施設(芹ヶ谷公園駐車場)を参考に設定しました。

○ 野津田公園に新設するグラウンドに関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金 <sup>※3</sup>
丘の上グラウンド	午前7時から午後7時まで	2,090円/2時間

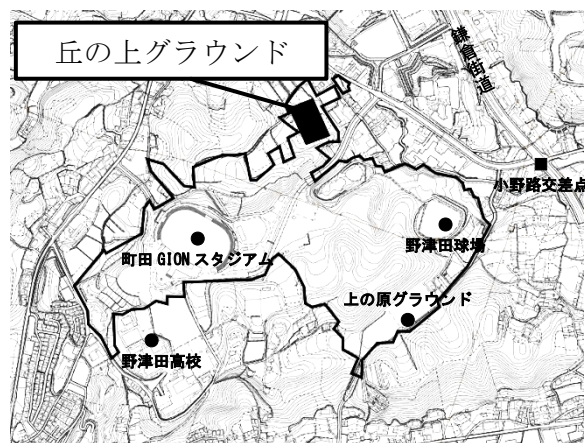
※3 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(上の原グラウンド)を参考に設定しました。

○ 2022年4月1日から施行します。

<成瀬うさぎ谷戸公園>



<野津田公園>



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第57号議案 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止します。</li> <li>○ 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、学校適正規模・適正配置等審議会委員の報酬に関する規定を削ります。</li> <li>○ 公布の日から施行します。</li> </ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年8月27日に、町田市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置しました。</li> <li>○ 2020年1月24日に、審議会から答申を受けて、同年3月2日、教育委員会において「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を決定しました。</li> <li>○ 2021年4月16日に、審議会から答申を受けて、同年5月17日、教育委員会において「町田市新たな学校づくり推進計画」を決定しました。</li> <li>○ これらのことから、本審議会の所掌事務が完了しました。</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 教育総務課          新たな学校づくり担当課長 小宮</p>	<p>電話</p>	<p>724-2172</p>

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第58号議案 (仮称)成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約</b>
------------	--------------------------------------

【議案提出の目的】

「町田市スポーツ推進計画 19-28」に基づき、市民のスポーツ環境の充実のため、多目的グラウンドや散策路等を整備する工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○工事内容

- ・多目的グラウンドの整備  
クレイ舗装のグラウンド(約 7,500 m<sup>2</sup>)、防球ネット等
- ・散策路の整備  
グラウンド外周の散策路
- ・駐車場の整備  
22 台の駐車場  
(内 1 台障がい者用駐車区画)
- ・樹木植栽  
中高木 11 本、低木、地被類



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 (仮称) 成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 364,804,110 円
- 契約相手方 東京都町田市相原町 1251 番地  
土屋企業株式会社  
代表取締役 土屋 蕃
- 工 期 契約確定の日から 2022 年 3 月 16 日まで

<b>問合せ先</b>	(契約内容) 財務部 契約課長 山本	<b>電話</b>	724-2523
	(工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新		724-4398
	(事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨		724-4036



議案概要

<b>議案名</b>	<b>第59号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その2）請負契約</b>
------------	--------------------------------------

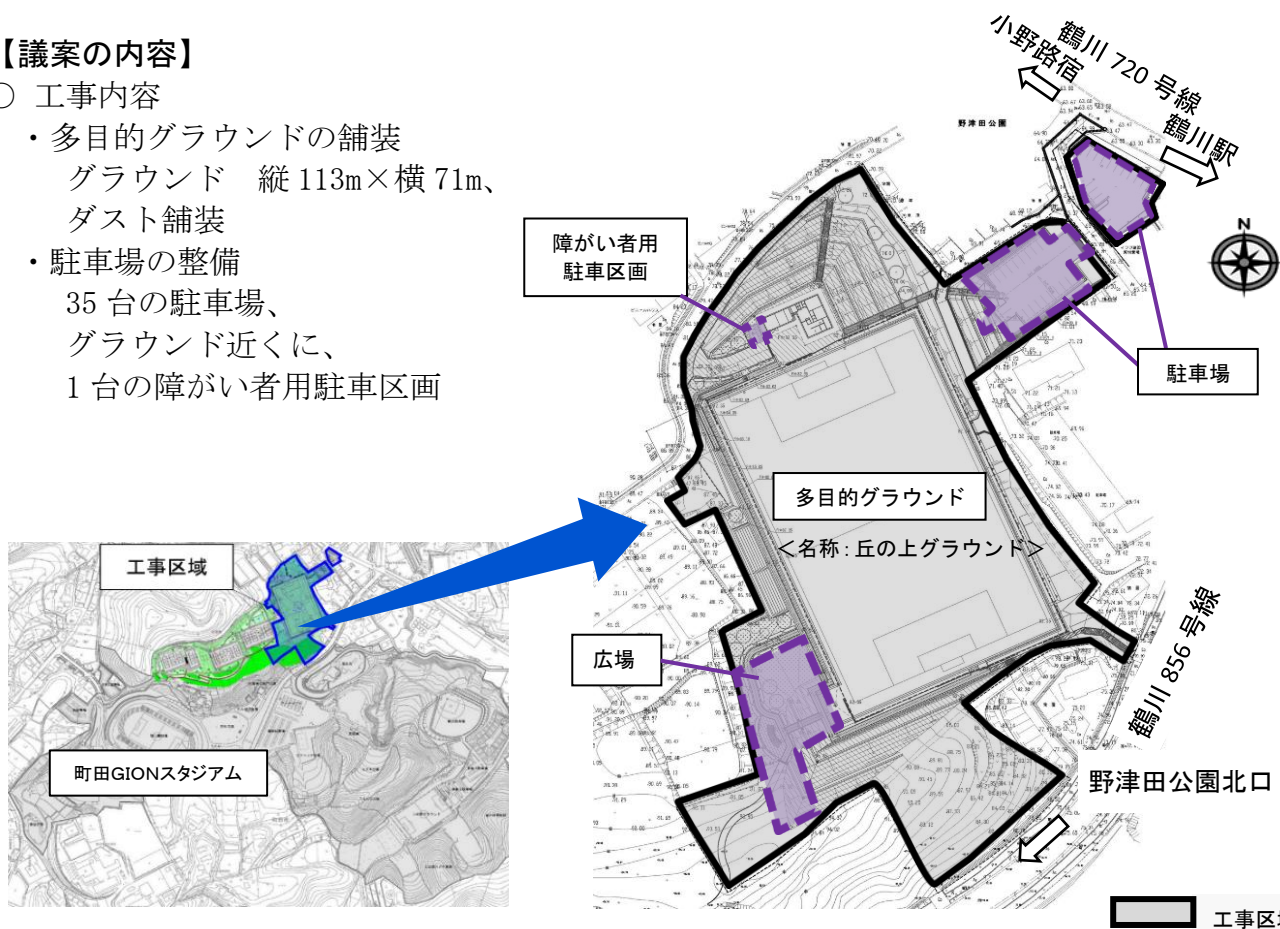
**【議案提出の目的】**

町田市第二次野津田公園整備基本計画に基づき、野津田公園北側拡張区域に多目的グラウンドを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

**【議案の内容】**

○ 工事内容

- ・多目的グラウンドの舗装  
グラウンド 縦113m×横71m、  
ダスト舗装
- ・駐車場の整備  
35台の駐車場、  
グラウンド近くに、  
1台の障がい者用駐車区画



**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

**【契約の概要】**

- 契約目的 野津田公園拡張区域整備工事（その2）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 199,826,550円
- 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目2番11号  
株式会社イワフ建設  
代表取締役 鈴木 成彦
- 工期 契約確定の日から2022年3月18日まで

<b>問合せ先</b>	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	<b>電話</b>	724-2523 724-4398
-------------	--	-----------	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第60号議案 玉川学園前駅デッキ整備工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デッキ橋脚の施工位置の地中に残置されていた浄化槽の撤去に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>                  ○ 履行期限の変更                  ・ 履行期限について 2021年9月20日を2021年12月15日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>                  ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）                  ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）                  ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 玉川学園前駅デッキ整備工事</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 493,614,000円</li> <li>○ 契約相手方 東京都 町田市 原町田六丁目22番9号 株式会社石井工務店 代表取締役社長 若林 克典</li> <li>○ 工 期 変更前の工期 2020年3月30日から2021年9月20日まで 変更後の工期 2020年3月30日から2021年12月15日まで</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本                  (工事内容) 道路部 道路整備課長 岩岡</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1125</p>

議案概要

議案名	第 6 1 号議案 土地の買入れについて
-----	----------------------

【議案提出の目的】

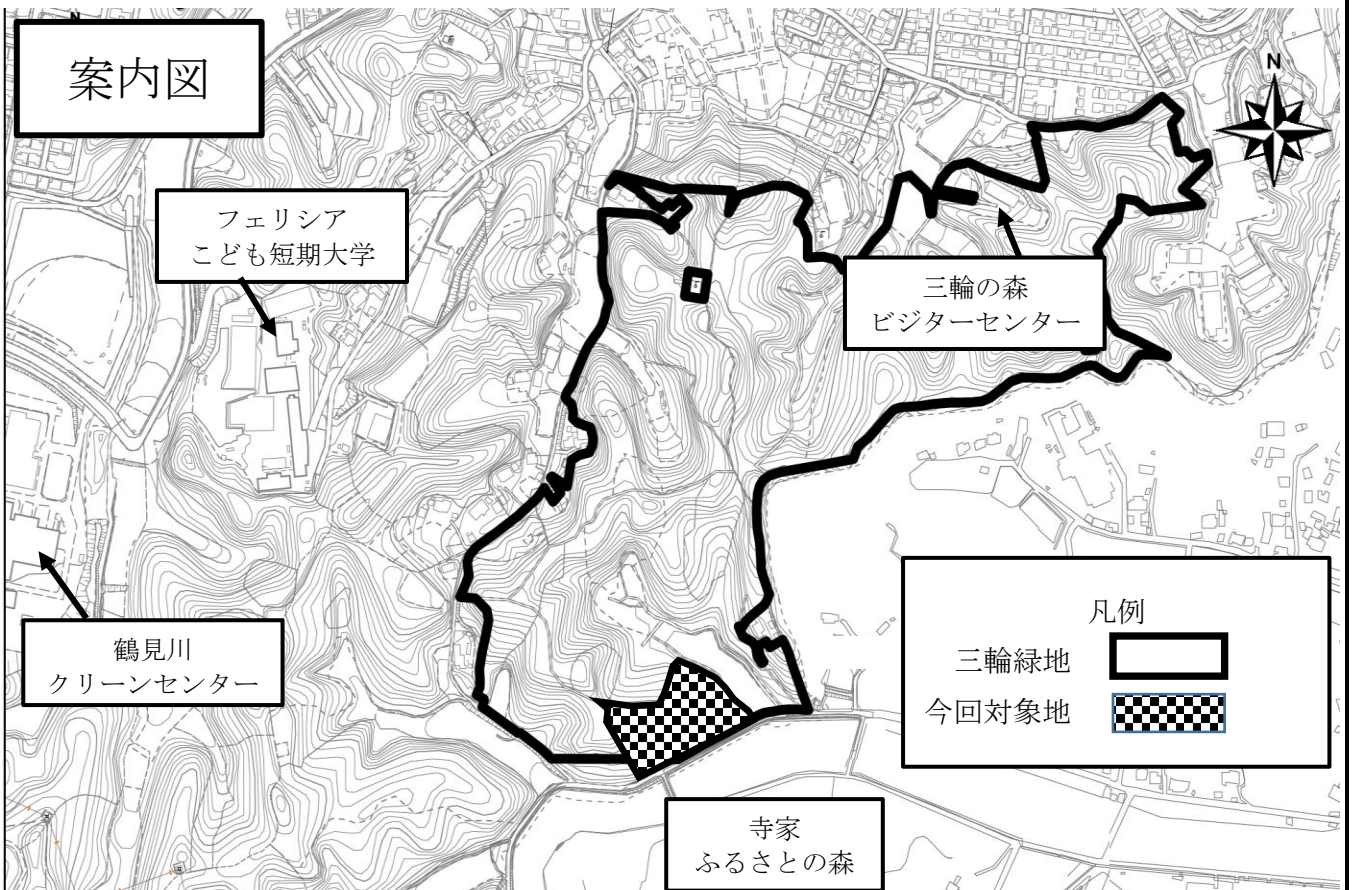
市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、町田都市計画緑地事業第 27 号三輪緑地用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2021 年 9 月
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市三輪町字 11 号 935 番 1 ほか 4 筆
- 買入れ面積 10,138.94 m<sup>2</sup>
- 買入れ価格 46,948,716 円

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案名	第62号議案 町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の策定について
-----	--

**【議案提出の目的】**

町田市基本構想と町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」が2022年3月にその計画期間を終えるため、2022年度からの新たな基本構想・基本計画<sup>※</sup>として「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

「まちだ未来づくりビジョン2040」は、誰もが夢を描き、幸せを感じられる未来をつくるため、市民、地域団体、市内事業者など、町田市に関わる全ての方々が、共に進むべき方向を指し示すビジョンです。

**【議案の内容】**

**■まちだ未来づくりビジョン2040の議決範囲**

まちだ未来づくりビジョン2040のうち、以下の項目

- 1 はじめに (1) まちだ未来づくりビジョン2040の期間  
～2022年度から2039年度までの18年間～
- 2 基本構想 (1) 2040年の町田市のイメージ  
(2) なりたいまちの姿とまちづくりの方向性  
(3) 行政経営の姿と方向性  
(4) 将来人口
- 3 基本計画 (1) 計画策定の基本的な考え方  
(2) 計画期間と想定人口  
(3) なりたいまちの姿の実現に向けた課題  
(4) まちづくり基本目標

※基本構想とは、市の最上位の計画であり、まちづくりの基本的な理念や方針、目標などを定めるもの

※基本計画とは、基本構想に基づく具体的な政策や施策を定めるもの

**■まちだ未来づくりビジョン2040の特長**

**1 市民・事業者の皆さんの思い等を丁寧に集め、まとめた計画**

2019年度から2020年度にかけて、市内10地区で開催したタウンミーティングや無作為抽出による市民ワークショップ、高校生や大学生を対象としたワークショップをはじめ、子育て世帯や外国人市民に対するインタビュー、事業者・団体インタビューを行ったほか、コロナ禍においても、他の自治体に先駆けてオンラインタウンミーティングを行うなど、多くの方から“まちだの未来”に向けた思いや意見を丁寧に集めてきました。



こうして集めた思い等を、2040年に向けて町田市が目指していく3つの「なりたいまちの姿」（都市像）と、それを支える「行政経営の姿」（経営像）にまとめました。

より多くの市民や事業者の皆さんと一緒に目指せるビジョンとなるよう、わかりやすく覚えやすい、印象に残るような表現を心がけています。

「なりたいまちの姿」

- ここでの成長がカタチになるまち
- わたしの“ココチよさ”がかなうまち
- 誰もがホッとできるまち

「行政経営の姿」

- みんなの“なりたい”がかなうまち

そして、「なりたいまちの姿」をもとに、2040年の未来の町田のイメージを一言で表すキャッチコピー「なんだかんだまちだ」は、投票総数1万票を超える投票によって決定しました。



2 「人」を主体とし、ライフステージを意識した、これまでにない計画

ライフスタイルの多様化が進む中、市民の皆さんそれぞれの、これからの生き方を思い、どんな世代の方であっても輝けるよう、ライフステージを意識した政策を掲げ、体系付けた計画は、他の自治体では見られない大きな特長です。

ライフステージごとの5つの政策と全世代に向けた4つの政策(下図)及び施策により、「なんだかんだまちだ」の実現を目指します。

\*まちづくり基本目標

ライフステージ (概ねの年齢)	胎児期・幼年期 (0～5歳)	少年期 (6～18歳)	青壮年期 (19～44歳)	中年期 (45～64歳)	高年期 (65歳～)
政策	1 赤ちゃんに 選ばれる まちになる	2 未来を生きる力を 育み合う まちになる	3 自分らしい 場所・時間を 持てるまちになる	4 いくつになっても 自分の楽しみが 見つかるまちになる	5 人生の豊かさを 実感できる まちになる
全世代に 向けた 政策	6 つながりを 力にする まちになる	7 ありのまま 自分を表現できる まちになる	8 思わず 出歩きたくなる まちになる	9 みんなが 安心できる 強いまちになる	

3 行政経営の手法を示した計画

まちづくり基本目標で示した9つの政策の実現を支えるための、3つの経営基本方針を示して、一体的に「なんだかんだまちだ」の実現を目指します。

\*経営基本方針

基本方針	1 共創で 新たな価値を 創造する	2 対話を通して 市役所能力を 高める	3 次世代につなぐ 財政基盤を 確立する
------	----------------------------	------------------------------	-------------------------------

まちづくり基本目標



経営基本方針は、まちづくり基本目標の実現を支えます。

経営基本方針

【補足】経営基本方針については、議決の範囲ではありません。

【議案の法的根拠】

町田市議会の議決すべき事件に関する条例第2条

問合せ先	政策経営部 企画政策課 未来づくり担当課長 唐澤	電話	724-2103
------	-----------------------------	----	----------







この冊子は、75部作成し、1部あたりの単価は256円です（職員人件費を含みます）。